平成25年度第２回栄区傷害サーベイランス分科会　議事録

日時	平成26年３月７日（金）15時～17時
場所	栄区役所新館４階８号会議室
出席者	【傷害サーベイランス分科会委員】 大原委員（横浜国立大学）、反町委員（大妻女子大学）、松原委員（明治学院大学）、三輪委員（横浜市立大学） 【傷害サーベイランス分科会事務局】 中山区政推進課長、栗本まちづくり調整担当係長、瀧澤企画調整係長 【栄区役所】 尾仲栄区長、神山栄区副区長 【テーマ別分科会座長】 丸山スポーツ・余暇安全対策分科会座長、森交通安全対策分科会座長、宮﨑暴力・虐待予防対策分科会座長、竹谷高齢者安全対策分科会座長、磯﨑災害安全対策分科会座長 【テーマ別分科会事務局】 （こども安全対策分科会）佐藤学校支援・連携担当課長、山出こども家庭支援課長 （ｽﾎﾟｰﾂ・余暇安全対策分科会 ）松元地域振興課長、加藤生涯学習支援係長 （交通安全対策分科会）松元地域振興課長、上田栄土木事務所副所長、吉田地域活動係長 （暴力・虐待予防対策分科会）山出こども家庭支援課長 （高齢者安全対策分科会）清水高齢・障害支援課長、吉岡高齢者支援担当係長 （自殺予防対策分科会）守屋福祉保健課長、宮島事業企画担当係長 （災害安全対策分科会）多田総務課長、古谷危機管理担当係長、九十九澤栄消防署予防課長

１　開会

＜栄区長あいさつ要旨＞

栄区のＳＣ活動は、昨年 10 月に認証を取得することができた。地域の方々も喜んでくれている。認証取得は、区役所ではなく、区民の名誉である。これからは、この名誉を次世代に継承していくことが最大のテーマである。７つの分科会は地域コミュニティによって支えられているが、各分科会の取組に対してＰＤＣＡサイクルを機能させることは、地域コミュニティが継続的に活性化していくことにつながる。当分科会の議論を経て、ＳＣの取組が継続的に進められればありがたい。

２　栄区セーフコミュニティ活動と栄区傷害サーベイランス分科会について

資料１に沿って事務局から説明（意見、質問なし）

３　議事

（１）各分野別分科会からの報告

資料２－１、２－２に沿って各分野別分科会から説明

（２）意見交換

＜傷害サーベイランス分科会委員からの意見要旨＞

○田髙委員（欠席のため事務局からコメント紹介）

・各取組の連携と調整を全体的に推進する体制と、その評価を進めることが必要である。

○大原委員

・各取組の横断的な連携が必要ではないか。たとえば交通安全マップやハザードマップは、ここに進めるのではなく、プラットフォームを作成して、その中に様々な情報を書き込み、各分科会で共有できるような仕組みを作ったほうが良い。情報を個別にみることと合わせて、関連する情報を複合的に見ていくことが重要。

・小学校と中学校は連続性があって、小学生の時に様々な体験をした生徒が、中学生となってスタッフ側として活躍できるようになる。中学生は守られるだけの存在ではなく、参加できる存在として活動に巻き込んでいくことが考えられる。

○松原委員

・アウトプットの説明が多いが、アウトカムの評価も必要。たとえば、「こども 110 番の家」について、こどもたちはこども 110 番の家のことをどれだけ知っているのか、あるいは地域の人々はこども 110 番の家という認識をどれだけ持っているのか、こうしたことを把握するためのシステムがあると良い。

・栄区いのちとこころのホットラインについては、今後はどのように運用していくのか。「よこはまいのちの電話」は 24 時間対応（さらに、毎月 10 日はフリーダイヤル）で行っており、将来的な話ではこうした運用面の検討もしていくべき。

○三輪委員

・区レベルでのデータ整理は進んだが、個々の取組の進み方は地域によって異なっているはず。地域ごとの背景や取組の進捗状況などを集約していくことも必要になってくる。住民がそれぞれの地域でこつこつ行っていることを評価する仕組みがないとセーフコミュニティの取組は継続しずらいだろう。合わせて、住民自身が居住地域を調査し、データを読み取っていく力を醸造していく取組も重要。

・“乳幼児”の集積している事業体、すなわち保育所・幼稚園も、地域コミュニティの一員として、地域との交流による安全確保などを視野に入れて考えていくべき。

○反町委員

・成果の実感について、「安全」と「安心」は異なることを意識したい。ＳＣがカバーするのは、安全と安心の両方である。取組の実施者からすると、主観的な想い（安心）を大切にしたいと思うが、傷害サーベイランス分科会では客観性に基づく「安全」についても議論しなければならない。

・火災は煙の吸引による致死率の高い事故である。住宅用火災警報器は重要性が高まっているので、設置率も取組の指標に取り入れるべきである。

（事務局補足）住宅用火災警報器の設置率は、「災害への備え（水害・火災）」の「中期目標」として、設置率 100％を平成 29 年度の目標としています。（資料２－１　ｐ．５１　参照）

４　その他

（上記「３　議事（２）意見交換」中に記載）

５　閉会